

第8回 草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会 議事概要

日 時 平成23年3月25日(金)

午後2時00分～午後3時45分

場 所 草津市役所8階大会議室

1. 開 会

事務局：司会の挨拶

委員の出欠確認

出席委員数 22人中18人

配布資料の確認（パブリックコメントの実施結果（案）、本文変更（案））

委員長：進行の挨拶

傍聴ルールの説明他

草津川跡地利用基本構想（素案）に対する申入書の受理報告

素案の再検討を求める申入書が複数の委員の連名で提出されたので、事務局に検討を指示した。パブリックコメント結果にも関わるので、検討結果と併せて事務局から説明されたい。

事務局：草津川跡地利用基本構想（素案）に対する申入書の内容等説明

申入書は、区間⑤の道路整備の議論を深めるべきとの趣旨のご意見。

今回のパブリックコメントで、道路整備について多くのご意見をいただき、区間⑤の「道路の在り方」について、再度検討する必要があると思っている。この構想は、長大な土地の活用に関して大枠の基本的な方針を定める構想であり、区間⑤の道路を除くと、構想全体は、概ね市民の思いと大きくかけ離れたものではなかったと思う。

区間⑤の道路問題は、極めて具体的で詳細な検討を要するものであり、より具体的な計画を定める基本計画の中で議論をする方が、より正確で実の有る議論となり、住民のご意見も取り入れ易いと考えている。

したがって、区間⑤の道路整備に関しては、来年度、基本計画を策定する際に、別の場で議論をするようにし、その旨を基本構想本文に明記、修正した上で、基本構想を承認していただき、次の実現へのステップへと移行してまいりたい。今回の、パブリックコメント回答も、その観点から作成しているので、担当の方から、説明する。

2. 審 議

委員R：パブリックコメントとは何か。意味と目的の説明をお願いします。

事務局：今回、草津市で平成17年4月に策定したパブリックコメント制度の手引きに基づき、実施しております。

：一般的なパブリックコメント制度としましては、市の基本的な政策および原案を決定する際に、市民の皆様の意見を募集し、決定に反映させるという制度でございます。

委員Q：市の広報の記事の内容は、基本構想（案）の十分な説明がなされていない。

市は、紙面の都合上と言っているが、平成9年に実施されたごみ問題の際には、2ページにわたって説明されていたこともあります。重要な課題であるのに、十分な説明がなかったと思う。

委員長：そう言うご意見でございますが、取りあえずパブリックコメントの結果をお聞きし、ご意見をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。（了解の声あり）事務局よろしく願います。

事務局：配布資料の説明〔パブリックコメント実施結果（案）〕

基本構想の記述内容の修正案の説明

：基本構想（案）をイメージしたCG画像の紹介（スライド紹介）

委員長：事務局より説明して頂きました。

「区間⑤の道路をつくるか、つくらないかという議論を今後実施していく」ということを明記した上で、基本構想を完成させたいという説明でした。

つまり、ひとつの計画が決定したというのではなく、複数の可能性を含んでいる基本構想となったということであろうかと思えます。また、区間⑤については、イメージ図も示されました。これらについて、ご意見ををお願いします。

委員 Q：パブリックコメントの意見集計の中で、「道路不要論」の意見数が 78 件とありますが、私の感覚では 93 件はあるように思えます。集計方法はどのようにされているのでしょうか。

115 件の内、93 件の道路不要論がありますが、これに対して、どのように考えているのでしょうか。

委員 R：私は、道路不要論の意見数は 96 件だと思います。

委員長：事務局、お答え願いたいと思います。

事務局：解釈の仕方としまして、「道路反対」と明記しているものに対しては明確に集計できますが、明記していないもの、読みようによって捉え方が異なるようなものも含まれているため、結果の数字が異なる部分もあるかと思えます。両委員の数字が違うことでも、そのことはご理解いただけたと思いますので、ご了解をお願いしたいところであります。

解釈によって集計数が異なるところはあるかと思えますが、数の多寡に関わりなくパブリックコメント結果に対する対応（道路不要論を受けて基本構想の内容を変更すること）は変わりませんのでご了承願います。

委員 Q：115 件の内、反対意見が大半を占めていますが、どのようにお考えですか。

道路につきましては、国土交通省において、今年に入って、将来交通量の推計に見直しをかけているということ、とある専門家からお聞きしております。2005 年から交通量は減り始めており、回復はしない見解であるという状況の中で、基本構想の 4 つの基本方針に道路を入れておいていいのでしょうか。社会情勢が変化する中で、道路をつける計画が残っている。他の機能については、色々な角度から検討がなされているのに道路整備に関しては、調査・検討が実施されることもなく、そのまま方針に含まれているのはどういうことでしょうか。パブリックコメントの結果も道路反対が多かった。このことについて、事務局ならびに委員の方々にご意見を伺いたいです。

委員長：まず事務局から、ご回答をお願いいたします。

事務局：意見への回答 15 をご覧ください。交通量が減り始めているというご意見に対してですが、草津市では平成 32 年以降人口減少と共に、高齢者人口が増えると予測されています。高齢者の方々の移動手段として公共交通機関へのニーズの高まりなどが考えられますが、その移動を円滑に進めていくためには、今後も生活用道路の必要性は低くはないと考えています。

委員長：もうひとつ補足をして頂きたいのですが、基本構想の中で、そもそも車道にはどのような機能を持たせようとしていたのか、これは市民アンケート結果を踏まえたものだと思いますが、この部分を説明したほうが良いのではないのでしょうか。

事務局：平成 14 年に策定された整備基本計画の策定から 8 年から経過したことを受けて、基本構想の策定に際して市民アンケートを実施させて頂いております。この市民アンケート結果に基づき反映した基本構想の基本コンセプトをご審議いただき、決定させて頂いております。アンケート結果でも、全区間、道路の必要性が謳われていたので道路を方針の中に位置づけています。

委員長：他の委員の方で、なにかご意見はございませんでしょうか。

委員 G：パブリックコメントの道路反対の意見はどの地域からでているのでしょうか。

一部地域（区間⑤の周辺住民）に集中しているなど、偏りがあつたりはしていないのでしょうか。

事務局：地域名は公表できませんが、一部地域からのご意見が多数あり、偏りがあることは事実です。

委員 L：委員会で議論された内容が市民の方々にちゃんと伝わっているのでしょうか。

「車が高速で走って危ないのでは・・・」といった意見があるようですが。

広報のあり方をこの場で議論すべきではないかと思えます。

委員長：検討委員会の中で議論された道路のイメージと広報を見られた方の道路のイメージが異なっている部分があったのでしょうか。

事務局：インターネット上で、「草津川跡地に高速通過道路が通る」といった内容のコメントが流出しておりまして、それを見ての回答と受け取れる内容のものもありました。

委員 Q：道路が全部通る回答とはどういう回答ですか。

事務局：個人の見解ですが、国道 1 号から湖南幹線までの間に信号がない道路をつけるということで、早く通れるという意味で「高速通過道路」という言われかたをしているのかと思われま

委員 Q：客観的にみたら、南北の道路に流入流出ができない。誰が見ても、ゆっくり車が走るなんて考えられない。地元への構想内容の説明が全くもって不十分です。沿川の住民は全く知らない。草津市がこのまま、まとめていこうというのは無謀だと思います。

市民アンケートの「道路がほしい」という意見の中に、大路区からの意見は出ていないと思います。アンケート調査票配布 3000 票の内、約 1000 票の回答があって、「道路がほしい」という意見は、その 1000 票の内のわずか 12~13 パーセントのはず。この結果に対して、どのように考えているのでしょうか。

委員長：行政で実施するアンケート調査としては、回収率 3 割~3 割 5 分という結果は一般的な値であります。

委員 B：パブリックコメントの回答者は、市の広報を見ての回答者が大半だと思いますが、今日示していただいた地下道方式などのイメージは考えていないと思います。はじめから道路整備に関する色々な案を提示していけば、パブリックコメントの結果も変わってくるのではないかと思います。地域によっては、混雑の解消のための道路を必要としている人もいます。2つの意見を尊重していく方法を考える必要があるのではないのでしょうか。

委員 Q：地下道の話は、今日初めて見させてもらったが、こんな発想は誰もできないのではないのでしょうか。

委員 α：私は、委員ですが事務局もしておりますので申し上げます。今事務局からも申し上げましたように、上位計画を基本として、社会情勢の変化を捉えるためにアンケートを実施させていただきました結果、大きな変化はなかったということを確認させて頂いた上で進めさせて頂いております。

基本構想レベルで、どこまで踏み込んだ検討ができるのかというものもありました。検討委員会でも、道路に絞った詳細な議論がなされなかったのも事実であります。ある程度限られた公園などであれば、具体的な整備内容を表現することも可能だったとは思いますが、全長数キロの全体の中で、平面図に具体的な利用方法を表現することが難しかったということもあり、平面図には一般論として道路の画を描くことしかできなかったことで、市民の皆様イメージをなかなか理解して頂くことができなかった。

具体的なイメージが示すことができなかったことで、今回のような物議をかもし出していること自体反省すべき点だと感じております。しかしながら、頂いたご意見は大切にしたいという思いは当然もっておりますし、道路の是非を含めて検討していく必要があるという思いであります。

今回、お見せさせて頂いたイメージは、決してはじめから考えていたということではなくて、今回のパブリックコメントの結果を受けて、今後、議論が必要だという思いで、参考までに作成させて頂いたものです。

委員長：J 委員なにかございませんでしょうか。

委員 J：当初、道路について、この道路は主幹の道路というよりは、生活道路としての位置づけであるという説明があったと思うが、今日見たイメージの地下道なんかは生活道路ではない。区間⑤の道路として、私は生活道路としては必要だとは思いますが、主幹道路としては全く必要ないと思います。

委員長：道路整備の区間と機能について事務局からもう少し説明をお願いしますでしょうか。道路機能には、交通を通す機能、アクセスする機能、災害時のスペースにする機能、の 3 つの機能が

あります。そういう観点で説明をお願いします。

事務局：地下道または半地下道区間はあくまでにぎわい空間を創出するためのものです。その区間が全区間になるのか、100m必要なのか、200m必要なのかという部分については、にぎわいも含めて今後検討が必要になると考えております。アクセス道路についても、今後、具体的な検討を行っていく必要があります。地域の方々がアクセスしやすい生活道路を整備していく必要があると考えております。

委員長：個人的な観点ですが、草津川跡地の道路は幹線道路として整備してはならない。市民の皆様の日頃の生活を便利にする道路、災害時に市民の生命・財産を守るような道路でなくてはなりません。もし私が市民だとしたら、あの場所に幹線道路が作られるのは嫌だなと思います。皆様もそういう思いだと思います。

事務局としては、ふわっとした構想議論だけでは、議論しにくい部分もあるので、場合によっては、少し細部の説明をした部分もあります。それに対して「私の家の前はどうなるんだ」というような意見も出てくるかと思っております。

草津市の基本構想策定の手順として、市はオーソドックスな手順を踏まれていると思います。経緯をまず調べて、現時点で市民の皆様がどのような整備を求めているのかをお聞きし、整理した上で素案を作成し、パブリックコメントという制度を実施して市民の方々の意見を受けています。市民の方からの「もう少し慎重に考えた方がいいのでは・・・」といった声を受けて、区間⑤の道路整備については「道路整備の是非も含めて検討する」と明記する形で変更を加えています。

このような経緯を踏まれているので、草津市の基本構想策定の手順としては、しっかりと市民の声に対応できたものになっているのではないかと思います。

今回の修正を行った上で、基本構想を策定するというところに、委員皆様の合意が得ることができればと思います。

委員 Q：基本構想は大方針となりますよね。基本計画のベースになってくるものです。ただ、道路の問題については、もっと時間をかけて、道路の整備効果をしっかり調べて、数字で表して欲しい。道路整備に関しては、時間をかけて再度検討をお願いしたいと思います。

委員 P：基本構想策定までの手順は正しいと思います。ただし、パブリックコメントの実施方法については、他の委員から見直しが必要という意見もありましたとおり、そのように思います。道路については、この場でというよりは、今後、区間毎に詳細な検討を進める際に、詳細な議論を実施するという方法がいいのではないかと思います。これで問題ないものと思います。

委員 R：財源の問題、工事の質の問題があるかと思っております。市の方針としては、国からのものを主財源とした考えがおありのようですが、今回の東北の大震災に兆単位のお金が必要となるような時期に、私から言わせてもらおうと決して必要とは思えない道路のために財源を国に求めるということはいかなるものかと思っております。まして、地下道などになれば莫大なお金が必要となるはずで、お金の問題抜きにして議論を進めても意味がありません。

委員長：“財源の議論が終わらなければ基本構想が決定できない”というものでもないかと思います。6つの区間がございますから、今後、各区間でどのように進めていくかを検討していく際に、当然、どれ程の費用が掛かって、どの程度の効果があるのかといった、B/Cなどの検討をしながら、実際に使える財源がどの程度あるのかといったことも当然検討されるべきだとは思いますが、財源の問題に関しては次のステップで検討して頂く必要があるかと思っております。

合意して頂けるようでしたら、基本構想策定ということによろしいでしょうか。

委員：(異議なしの声あり)

委員長：非常に建設的な真剣な議論ができたかと思っております。住民の皆様から頂いたご意見、パブリックコメントで頂いたご意見を真摯に受け止めて頂いた上で、皆様方にご議論頂きました「草津川

跡地利用基本構想」を委員会として承認するということにさせていただきます。

委員 Q：本文の修正内容について、よろしいでしょうか。

P55 「・・・慎重に道のあり方を検討します」は、非常に表現がぼやけているので「道路が必要か不必要か調査検討する」という文言に変更して頂きたいのですが。

P81 「・・・河床に道路を整備する方針ですが、・・・」の部分は、道路整備が前提となっていますので、削除して頂きたい。

「道路整備の位置や形態の検討を通し、・・・検討します。」という部分を、「道路が必要か不必要かを調査検討し、本市にとって最善のものとなるよう再検討します。」という内容に変更をお願いします。

P85 「区間⑤の道路については、にぎわいやその他の・・・その設置の是非やあり方についてを、また、・・・住民の方々などに・・・検討していきます。」という部分については、「設置が必要か不必要かをきちんと調査検討する」といった内容に修正して頂けませんでしょうか。

委員長：事務局、いかがでしょうか。

事務局：修正内容については、事務局で整理をし委員長と相談した上で決定させて頂くということでしょうか。

委員長：「道路整備の是非」という表現に違和感をお持ちでしょうか。「是非を検討する」ということは、道路を100%作ることも、100%作らないとも言っておらず、今後市民の皆様と検討していくという内容でございます。委員のおっしゃっている意図はしっかりと理解させて頂いております。修正文については、私も目を通して、委員のおっしゃっている主旨を反映できる形で修正させて頂くということでしょうか。

委員 J：P81「本市にとって」ではなく、「市民にとって」ということだと思います。

委員 Q：地域で連合会を対象に説明会を開かれたということですが、どこで説明会を開いたのでしょうか。

事務局：説明させて頂いた学区は、「大路学区」「草津学区」「山田学区」「笠縫学区」です。

「志津学区」は、連合会長さんから説明しておられて、同じ説明なら不要だということでしたので実施しておりません。

委員長：それでは、一応皆様方の質問、意見も出尽くしたので、これをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

委員 Q：基本構想策定に関して、委員の賛否はとらないのでしょうか。反対意見があったということは残して頂きたい。

委員長：賛否をとるような性格のものではないと思っています。色々なご意見があったのかということ、しっかりと議事録で記録させていただきます。

委員 J：それでよいと思います。

以上

3. 閉 会

事務局：閉会のあいさつ

(注意：閉会後に、来年度の草津川跡地利用計画を担当する体制等の会話がありましたが、議事録には掲載していません。)